

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 貸事務所所在地と納税地

Q : 私は、貸事務所を賃貸することにより不動産所得を得ています。従来の納税地に代えて、この貸事務所の物件所在地を納税地とすることができますか。

A : 貸事務所、アパート等単に不動産所得の基因となる資産があるというだけでは、その所在地を納税地とすることはできません。

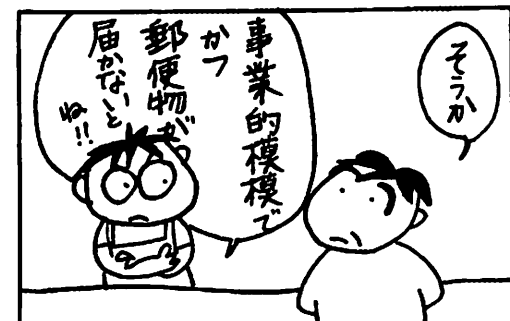
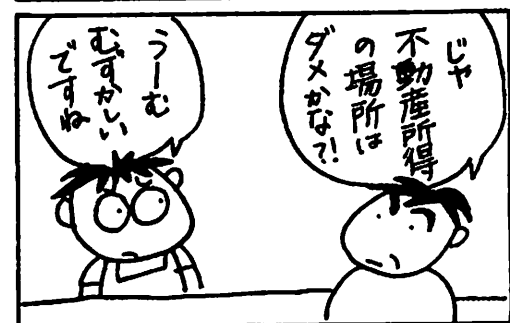
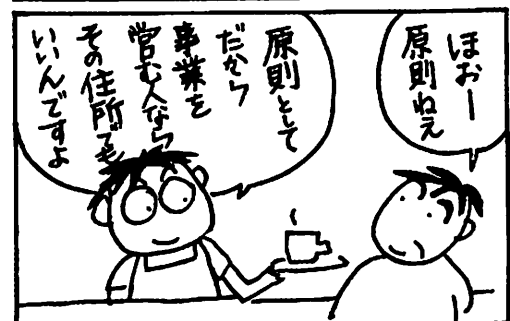
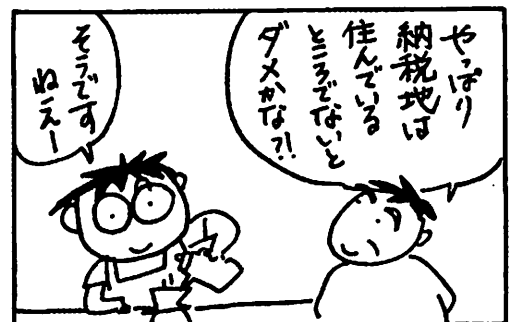
【解説】

居住者の納税地は、原則として住所のある人についてはその住所地、住所がなく居所のある人についてはその居所地、となっていますが、事業を営む納税者については、その例外が認められています。

つまり、事業を営む納税者が、その住所又は居所のほかに、その事業に係る事業所その他これに準ずる場所があり、その住所又は居所に代えてその事業所等の所在地を納税地とした方が便利な場合には、その事業所等の所在地を納税地とする旨の届出をすれば、その事業所等の所在地を納税地とすることができます。

しかし、貸事務所、アパート等単に不動産所得の基因となる資産があるというだけでは、この事業所等には該当しません。その人にとってその不動産の貸付けが事業と称するに足るものであり、かつ、管理事務所等を有するような場合に限って、その資産の所在地を事業所等として納税地とすることができます。

ご質問の場合、これらの事情を総合勘案し、納税地の変更ができる場合に該当するかどうか具体的に判定することになります。



KIMIYO-I